

法曹志望者の確保に向けた法科大学院改革等

宮本 哲志

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 法曹志望者減少の背景
3. 連携法等改正による法科大学院改革等
4. 改正法成立後の状況
5. 今後の検討の視点
6. おわりに

1. はじめに¹

法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度(図表1「現行制度」)は、2001年6月の「司法制度改革審議会意見書」(以下「審議会意見」という。)²において、21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を養成するため、「(従前の)司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべき」「その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべき」とされたこと等を踏まえ、第155回国会(臨時会)における「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」(以下「連携法」という。)等関連3法³の成立(2002年11月)により創設されたものである。

2004年度に法科大学院制度が創設され、2006年からは、同制度導入に伴い、その受験資格を①法科大学院の修了者、②司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)⁴の合格者

¹ 本稿は、2019年11月29日現在の情報による。なお、参照URLも同日に確認を行った内容に基づく。

² 内閣の下に設置され、法曹実務家等の学識経験者が参加した「司法制度改革審議会」が内閣に提出した意見書。同意見書においては、司法制度改革の柱の一つとして法曹養成制度改革の方向性も示されており、旧司法試験については、「受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたこと、大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることには大きな困難が伴うこと等の問題点」が認められると指摘されていた。

³ 連携法(平成14年法律第139号)、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)及び学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)

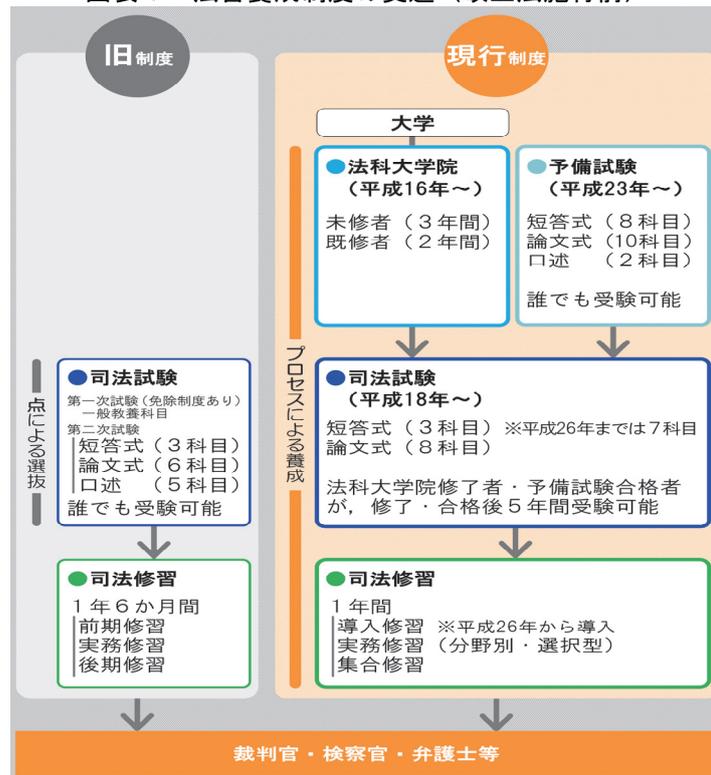
⁴ 予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するために設けられた試験であり、旧司法試験終了に伴い2011年か

に認め、試験科目・方法等が改められた新司法試験が実施されている⁵が、制度発足以降、当初の見込みと異なる状況が生じ、結果として法曹志望者の減少を招来する事態となった。

このため、政府において、課題解決に向けた累次の取組・検討が行われ、第198回国会（常会）の2019年6月には、連携法等の改正（法科大学院改革、同改革を踏まえた司法試験制度の見直し）が行われるに至った。

本稿では、法曹志望者減少の背景を概観した上で、法改正による法科大学院改革等を含む、法曹志望者の確保に向けた検討について紹介する。

図表1 法曹養成制度の変遷（改正法施行前）



（出所）法務省資料

2. 法曹志望者減少の背景

1989年以降（平成以降）の司法試験の実施状況は、図表2のとおりとなっている。

2004年の現行制度創設、2006年の新司法試験開始、2011年の旧司法試験終了（新司法試験に完全移行）を経て、司法試験の受験者数・合格者数ともに減少傾向に転じている。特に受験者数については、近年、毎年700～1,000人単位で減少が続いており、2019年には5,000人を下回って4,466人となるなど、ピーク時（2003年）に45,372人を記録した旧司法試験と比べて激減する事態となっている。

後述する法科大学院志願者数の大幅な減少もあいまって、こうした「法曹離れ」が進む深刻な実態については、「このまま、法曹離れに歯止めがかからなければ、国民に対する司法サービスの低下を招く」「司法の基盤が揺らぎかねない」とも報じられている⁶。

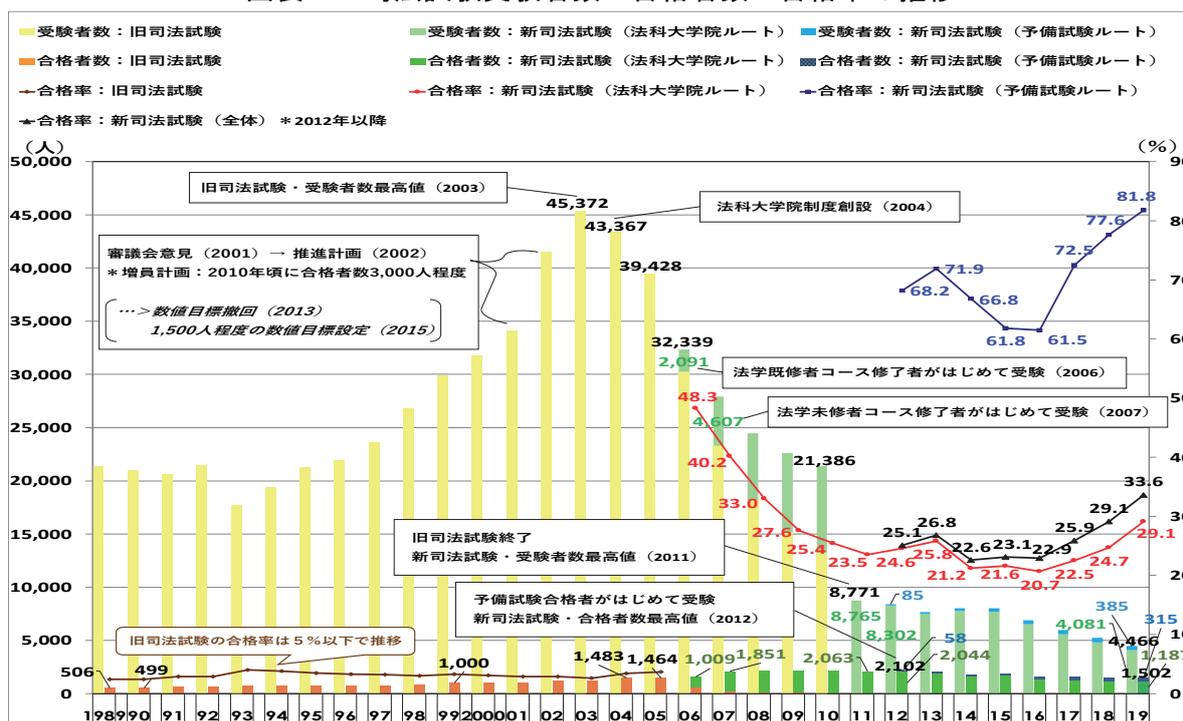
法曹志望者の減少は、法科大学院をめぐる状況など、複数の要因が影響して生じていることから、以下、その背景について概観する。

ら実施されている。

⁵ 移行当初は、新司法試験と旧司法試験が併行実施されていた。2011年の旧司法試験終了により、現在は、新司法試験が司法試験として実施されている。

⁶ 『読売新聞』（2019.9.29）

図表2 司法試験受験者数・合格者数・合格率の推移



(注) 旧司法試験は、第二次試験短答式試験の受験者数・最終合格者数を示した(移行期間(2006~2011年)の合格率は省略)。なお、2011年の旧司法試験は、前年の口述試験不合格者(第二次試験筆記試験合格者)のみが受験できたもの。
(出所) 法務省資料を基に作成

(1) 司法試験制度(受験資格等)の変更

旧司法試験と比べて受験者数が減った要因に関しては、旧制度では受験資格・受験可能期間・受験回数の制限がなかったのに対し、現行制度ではこれらに制限⁷があるため、こうした制度上の相違点が大きな一つの理由として考えられる旨の政府答弁⁸もなされている。

(2) 法科大学院をめぐる状況

法科大学院では、他の専門職大学院(2年)より長い3年(法学既修者⁹は2年とすることが可能)の標準修業年限が設定され、法曹として備えるべき資質と能力を育成するために、少人数で密度の濃い授業を基本としつつ、法律基本科目(憲法、民法、刑法等)をはじめとする法理論教育に加え、実務教育の導入部分をも併せて実施するなど、実務との架橋を強く意識した教育が行われている。一方で、以下に示す開設後の状況や、法曹(弁護士)をめぐる状況などにより、法科大学院志願者数の大幅な減少(ピーク時(2004年度)の72,800人に対し2019年度は9,117人)を招いており、規模の縮減(①学生募集実施校

⁷ 現行制度における受験可能期間・受験回数について、当初は「5年間で3回以内」とされていたが、第186回国会(常会)の司法試験法改正により「5年間で5回以内」に緩和された(2014年10月施行)。

⁸ 第198回国会参議院法務委員会会議録第16号14頁(2019.5.30)

⁹ 法科大学院は3年以上の在学と93単位以上の修得が修了要件だが、法学の基礎を学んだものと各法科大学院が認定した「法学既修者」は1年以下・30単位以下の短縮が可能(専門職大学院設置基準第25条第1項)。なお、当該単位数は、同設置基準改正により、今後、一定の場合に46単位までの増加が可能となる(図表6参照)。法科大学院には、当該法学既修者が入学する「法学既修者コース(2年コース)」と、それ以外の学部出身者(法学部含む)、社会人経験者等が入学する「法学未修者コース(3年コース)」がある。

数はピーク時（2005～2010年度）の74校に対し2019年度は36校、②入学定員総数はピーク時（2005～2007年度）の5,825人に対し2019年度は2,253人も進んでいる。

ア 修業年数の長期化（時間的・経済的負担の大きさ）

法科大学院ルートの場合、4年制の大学卒業後、法科大学院で2～3年間の勉強が必要であり、進級・修了できない場合は更に期間が延びることとなる。認証評価¹⁰等により厳格な認定が求められることもあり、現に、未修1年次から2年次への進級率の低下（2004年度の94.7%に対し2018年度は67.8%）や、標準修業年限修了率の低下（未修者は2006年度の75.0%に対し2018年度は46.7%、既修者は2005年度の92.6%に対し2018年度は75.9%）がみられ¹¹、修業年数の長期化による時間的負担、その間の授業料等の経済的負担¹²の大きさは、多くの学生や社会人の「法科大学院離れ」を加速した一因と指摘されている¹³。2018年度に法務省・文部科学省が取りまとめた「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」（以下「アンケート結果」という。）でも、法曹を志望する学生の不安・迷い（上位3つまで選択可）として「大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい」（26.5%）、「大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間を要し、時間的負担が大きい」（23.2%）が挙げられている。

関連して、いわゆる「ギャップターム」（3月の法科大学院修了、5月の司法試験合格後、11月末の司法修習開始までの8か月間程度の無職期間）の存在も指摘されている¹⁴。

イ 司法試験合格率の低迷

法科大学院修了者の司法試験合格率については、約7～8割が司法試験に合格できる教育を行うとされた当初の想定¹⁵を下回り、2019年の法科大学院全体の合格率（単年度、以下同じ）は29.1%（ピーク時（2006年）は48.3%）と低迷している。特に、法学既修者コース修了者の合格率が40.0%であるのに対し、法学未修者コース修了者の合格率は15.6%となっており、既修・未修間で格差がある。また、合格率が全体平均（29.1%）を上回る法科大学院が12校ある一方、全体平均の半分（14.5%）に満たない法科大学院が36校あり（うち13校は合格者数が0人）、法科大学院間の格差も大きくなっている。

なお、後述する連携法等改正に係る法案審議では、規制緩和の流れの中で基準を満たした法科大学院は一律に広く（上限を定めずに）参入を認め、過大な定員規模となった結果、司法試験合格率の低迷や志願者の減少につながった旨の答弁がなされた¹⁶。

ウ 予備試験の存在

予備試験ルートの2019年司法試験合格率は81.8%と高い。予備試験は本来、経済的事情などで法科大学院に進めない人を救う制度だが、法科大学院に通う時間や費用を節

¹⁰ 大学は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）の評価を受けることが義務付けられている。

¹¹ 進級率、標準修業年限修了率のいずれも長期履修者を除いている。

¹² 例えば、国立大学の年間授業料（標準額）についてみると、法科大学院の804,000円に対し、学部や大学院の研究科は535,800円となっている。

¹³ 森山文昭『変貌する法科大学院と弁護士過剰社会』（花伝社、2017年）60～67頁

¹⁴ 法曹養成制度改革顧問会議（第10回）（2014.6.27）議事録23～24頁等

¹⁵ 審議会意見で「約7～8割」とされた目標について、2015年6月の法曹養成制度改革推進会議決定（後述3.（1）参照）では、新たに「（各年度修了者の）累積合格率が概ね7割以上」を目指すこととされた。

¹⁶ 第198回国会参議院文教科学委員会会議録第13号15頁（2019.6.18）等

約できる「抜け道」として人気が集まり（受験者数は2011年（開始当初）の6,477人から2019年には11,780人に増加）、合格者の多くを大学や法科大学院の学生が占めるなど、制度創設の趣旨とかい離した運用による法科大学院教育への影響が指摘されている¹⁷。

（3）法曹（弁護士）をめぐる状況¹⁸

審議会意見に基づく閣議決定で司法試験合格者数「3,000人程度」の数値目標（増員計画）が示されたこと等により¹⁹、この十数年の間に、年によっては2,000人を超える司法試験合格者が誕生した（2007年～2013年）が、公務員である裁判官や検察官の採用人数は大幅には増えずに弁護士の数が膨らみ、弁護士登録者数は2018年に40,000人を突破（旧司法試験時代から倍増）した²⁰。このように弁護士の供給が急増した一方、需要（裁判事件数等）はこれに見合うほど伸びておらず、「弁護士に関する需給バランスの崩壊」とも指摘されている。また、弁護士数の急増により、弁護士の収入・所得は大幅に減少した。「弁護士白書2018年版」によると、キャリア5年未満の弁護士の収入・所得（いずれも中央値、以下同じ）は、2006年が970万円・660万円だったのに対し、2018年は600万円・430万円と減っている。また、弁護士全体でみても、2006年の2,400万円・1,200万円から2018年の1,200万円・650万円へと半減している。さらに、新人弁護士の就職難²¹、弁護士の就業形態の流動化・不安定化（ソクドク・ノキベン等）²²などの問題も生じた。こうしたイメージが社会に広がるにつれ、リスクを嫌う若い学生が敬遠する傾向が強まり、「職業としての法曹の魅力が低下する事態」とも指摘されている²³。

なお、政府の数値目標は2013年7月に事実上撤回され、2015年6月に司法試験合格者数「1,500人程度」の数値目標が新たに設定された²⁴が、近年、受験者数が大幅に減少する一方で、合格者数は1,500人台を維持していることについて、質の確保より数値目標を優

¹⁷ 『朝日新聞』（2019.11.8）、石田京子「法科大学院の現状と課題—一般の制度改革を踏まえて—」『法律のひろば』第72巻第11号（2019.11）19～20頁

¹⁸ 本項の記述は、前掲注13 127～141頁を基にしている。

¹⁹ 「司法制度改革推進計画」（2002.3.19閣議決定）において「法曹人口の大幅な増加が急務…ということ踏まえ…法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする」とされた。なお、こうした増員計画の発端は、1987年に設置された「法曹基本問題懇談会」における議論とされている（前掲注13 157頁）。

²⁰ 法曹養成制度改革連絡協議会（第12回）（2019.7.1）資料2-1「法曹三者の人口の推移」〈<http://www.moj.go.jp/content/001298480.pdf>〉

²¹ 近年改善傾向と言われ、就職難はほぼ解消されているとの指摘もある（前掲注17 石田論文19、21頁等）。

²² 「ソクドク」（即独）は、就職先が見つからず、最初から1人で独立して仕事をする形態。「ノキベン」（軒弁）は、既存の事務所の一角に机を置かせてもらい、独立して仕事をする形態（前掲注13 140～141頁）。

²³ 高橋徹「法科大学院はどこへ向かうのか」『読売クオーターリー』2018春号（2018.4.27）14頁。なお、アンケート結果では、法曹を志望する学生の不安・迷い（上位3つまで選択可）として「他の進路（例えば、国家公務員、民間企業や研究職等）にも魅力を感じている」（40.5%）、「司法試験に合格できても、就職できるか分からない」（12.9%）、「民間企業の就職状況が良いので、民間企業に就職せずに法曹等を目指すことに迷いがある」（11.4%）、「司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安がある」（9.8%）も挙げられた。

²⁴ 2013年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定（「法曹養成制度改革の推進について」）により事実上撤回され、2015年6月の法曹養成制度改革推進会議決定（「法曹養成制度改革の更なる推進について」）により「直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべき」等とされた（後述3.（1）参照）。

先したとの懸念が示されているほか、既に弁護士が過剰となる中で1,500人の合格者を出し続ければ、需給バランスを一層失わせ、法曹の大多数を占める弁護士の職業としての魅力の更なる低下を招きかねないなどとして、司法試験合格者数の減員を求める声²⁵もある。

3. 連携法等改正による法科大学院改革等²⁶

(1) 改正法の成立

現行制度は、多様なバックボーンを持つ法曹を輩出したこと、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加したこと、法科大学院修了生に対する受入れ側の法律事務所や企業等からの評価が高いこと²⁷などの成果を上げた一方で、前述のとおり、当初の見込みと異なる状況が生じ、法曹志望者の大幅な減少を招来する事態に陥っている。

政府においては、課題解決に向けた累次の検討・取組が行われ²⁸、特に近年は、法曹養成プロセスの充実強化の観点から「法曹養成制度関係閣僚会議」(2012年8月設置)や「法曹養成制度改革推進会議」(2013年9月設置)²⁹の枠組みで検討がなされ、司法試験の科目変更(短答式)・受験回数制限の緩和(2014年10月施行)、修習給付金制度の創設(2017年11月施行)³⁰等の制度的見直しが行われるなどした。一方で、法曹養成プロセスそのものの抜本的な制度見直しは必ずしも十分に進められてこなかったが、2015年6月に前記「法曹養成制度改革推進会議」が決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について」(以下「推進会議決定」という。)により、2018年度までの期間を「法科大学院集中改革期間」と位置付け、教育の質の向上や法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減等を図るなどとされたことを受け、法科大学院改革等に向けた集中的検討が開始された。

2018年3月には、中央教育審議会大学分科会の「法科大学院等特別委員会」(以下「特別委員会」という。)が制度改革の基本的な方向性³¹を取りまとめ、これをベースに、①法科大学院教育の抜本的充実、②法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減、③法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性の確保の3点を図ることを柱に、文部科学、法務両

²⁵ 近年、複数の弁護士会が当該趣旨の声明を出している(札幌弁護士会「司法試験合格者数を直ちに減員することを求める会長声明」(2019.9.11)等)。一方で、司法試験合格者数の増員を求める意見もある(ロースクールと法曹の未来を創る会「司法試験の合格者決定についての要請」(2019.8.1)等)。なお、これらに関し、法案審議では「司法試験は…あらかじめ決められた一定数を合格させるといった試験ではない」旨の答弁がなされた(第198回国会衆議院文部科学委員会議録第12号10頁(2019.4.24))。

²⁶ 本節(1)及び(2)の記述は、藤田正人、大月光康「法曹養成制度改革法の概要」『法学教室』No.469(2019.10)58~64頁を基にしている。

²⁷ 文部科学省先導的の大学改革推進委託事業「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」(2016.3)

²⁸ 文部科学省においては、政府全体における検討と併行して、法科大学院教育の面から課題に対応するため、法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策に係る議論・提言、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」によるメリハリのある予算配分を通じた各法科大学院の優れた先導的な取組の支援、「共通到達度確認試験」(各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組み)の実施(2019年度(第1回は2020年1月12日)から本格実施)に係る取組などが行われてきている。

²⁹ いずれの会議も関係6大臣(議長:内閣官房長官、副議長:法務大臣・文部科学大臣、議員:総務大臣・財務大臣・経済産業大臣)を構成員としていた。

³⁰ 司法修習生に対する経済的支援については、2011年11月に給費制(国が司法修習生に給与を支払う制度)から貸与制(国が司法修習生に無利息で修習資金を貸し付ける制度)に移行したことによる司法修習生の経済的負担の増大が、法曹志望者減少の一因とする指摘もなされていた。

³¹ 特別委員会「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(2018.3.13)

省等においてプロセス養成全体のパッケージとしての検討が進められ、第198回国会（常会）の2019年3月12日に連携法等の一部改正に係る法案（閣法第45号）が提出された。衆参両院の審議³²を経て6月19日の参議院本会議で可決され、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立した（6月26日公布、令和元年法律第44号）。

（2）改正法の概要（政省令改正等は図表6参照）

改正法は、法曹養成プロセスの中核である法科大学院における教育の充実を図り、高度な専門的能力・優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、法科大学院と法学部等の連携促進等による法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減、法曹養成制度の信頼性・安定性確保のための措置等を講ずるもので、その概要は以下のとおりである。

図表3 改正法の概要

概 要
<p>1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正</p> <p>（1）法科大学院における教育の充実</p> <p>① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】</p> <p>（イ）法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力</p> <p>（ロ）法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力</p> <p>（ハ）実務の基礎的素養や弁論能力等</p> <p>② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】</p> <p>（2）法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設</p> <p>法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】</p> <p>（3）法科大学院における入学者の多様性の確保</p> <p>法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】</p> <p>（4）法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設</p> <p>法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定。【第13条】</p> <p>※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。</p>
<p>2. 学校教育法の一部改正 【第102条第2項】</p> <p>大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。</p> <p>※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。</p>
<p>3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正</p> <p>① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であつて、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】</p> <p>② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】</p> <p>③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】</p> <p>※ 1. （1）①（イ）を踏まえ、文部科学省令において規定。</p>
<p>施行期日</p>
<p>平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1.のうち3. ①に係る規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）</p>

（注）施行期日を踏まえると、法曹養成連携協定に基づく法曹コースは2020年度からスタートし、制度改正後の司法試験は早ければ2023年、予備試験は2022年から実施されることとなる。

（出所）文部科学省資料

³² 議論の詳細については、各会議録や本稿の本文・脚注を適宜参照されたい。なお、衆議院では、司法試験を広く受験しやすくし、法曹の資質の維持向上を図るための措置（司法試験の受験資格・受験期間制限の廃止、試験科目・方法の見直し、法科大学院の役割の見直し、司法修習期間の延長等）を講ずることを内容とする「司法試験法等の一部を改正する等の法律案」（衆第5号、階猛君外2名提出）と一括して審議が行われ（衆第5号は否決）、閣法第45号に対しては附帯決議が付された（衆議院ウェブサイト<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka34B9E6D52F3B1B8A492583F6001C5517.htm>）。

ア 法科大学院改革

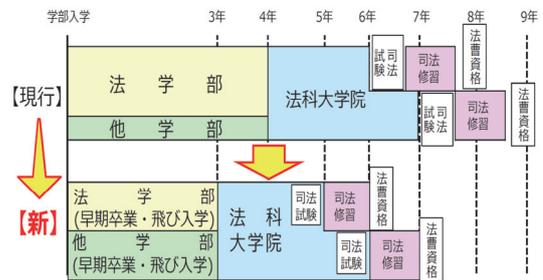
主な改正事項として、改正法では、法科大学院教育の充実のため、①法科大学院において涵養すべき学識等の明確化³³、②段階的・体系的教育の実施、③成績評価等³⁴の公表義務付け等の諸規定を新設することとされた。①の改正を踏まえた省令等改正により、法科大学院課程において司法試験論文式試験の選択科目³⁵相当科目の履修が義務付けられることとなる。また、法科大学院教育との接続・連携が図られた法学に係る課程である学部段階の「連携法曹基礎課程」（以下「法曹コース」という。）を開設するために大学間で締結された「法曹養成連携協定」を文部科学大臣が認定する制度を創設することとされた。さらに、法科大学院を念頭に、大学院への飛び入学資格（適否の判断材料）を拡大することとされた。これらにより、学部3年（早期卒業制度等を活用）と法科大学院2年（法学既修者コース）の5年コース（いわゆる「3+2」）が制度化され、新たな法曹養成ルートの一つとして加わることになる。

このほか、法科大学院の収容定員総数等に関する法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定を新設することとされ、これを踏まえた政令等改正により、法科大学院の新設・定員増が規制されることとなる。こうした法科大学院全体の定員管理の仕組みの導入により、司法試験合格までの予測可能性の高い法曹養成制度が実現するとされている。

イ 法科大学院改革を踏まえた司法試験制度の見直し

改正法では、司法試験受験資格が見直され、法科大学院課程に在学する者で、当該法科大学院を設置する大学の学長が、①所定科目単位（司法試験の判定に必要なものとして法務省令で定める科目の単位）の修得³⁶と②1年以内の修了見込みの双方の要件を満たすと認定した者に、新たに受験資格の付与を認め、「法科大学院在学中受験資格」（以下「在学中受験資格」という。）³⁷を導入することとされた。なお、在学中受験資格導入後の司法試験・司法修習の具

図表4 時間的・経済的負担の軽減（イメージ）



（出所）文部科学省、法務省資料

³³ 法案審議では、改正連携法第4条各号の学識等について、第1号及び第2号は司法試験で共通して問われる（法律基本）科目に関する内容、第3号は司法試験の選択科目に関する内容、第4号は司法試験の出題範囲にとらわれない将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識等と説明された。また、改正趣旨については、各法科大学院の自主的な創意工夫という理念は維持しつつも、法科大学院全体としての司法試験合格率の低迷という現状を踏まえ、法曹養成に特化した専門職大学院としての役割を十分に果たすことを法令上担保する必要がある旨答弁された（第198回国会衆議院文部科学委員会議録第14号10頁（2019.5.8））。

³⁴ 法科大学院の教育課程、求められる学識・能力、成績評価・修了認定・在学中受験資格認定の基準・実施状況、修了者の進路、その他文部科学省令（図表6参照）で定める事項（改正連携法第5条）

³⁵ 司法試験論文式試験の選択科目は、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）の8科目となっている（司法試験法施行規則第1条）。

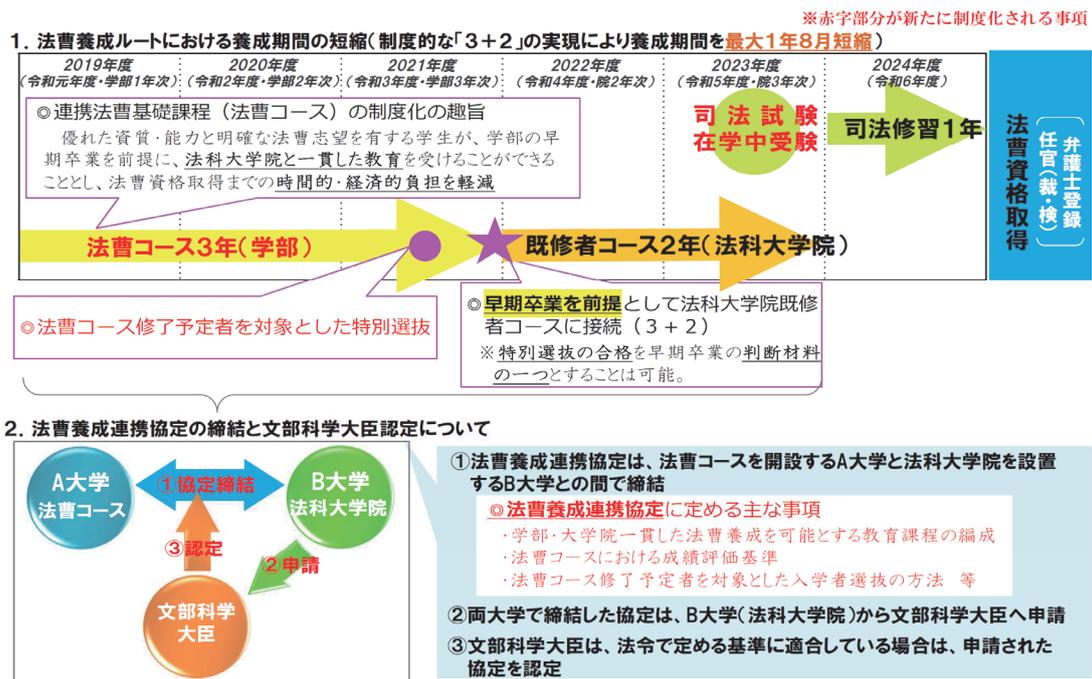
³⁶ 所定科目単位については、特別委員会において、①法律基本科目や選択科目について、専門職大学院設置基準において法科大学院修了要件として定められる単位数（図表6参照）と基本的に同一の単位数を定めるものと考えられる、②司法試験の実施を夏頃と仮定した場合、在学中受験資格取得に係る要件充足の確認手続のために要する期間等を考慮すると、2年次後期終了時点までの修得単位数が基準となるものと考えられる、との法務省の考え方が示されたようである（司法試験委員会会議（第153回）（2019.11.6）議事要旨）。

³⁷ 在学中受験資格の受験可能期間（5年間）は、同資格により最初に司法試験を受けた日の属する年から起算する（実際に受験してはじめて進行が開始する）こととされた（改正司法試験法第4条第2項第2号）。

体的な実施時期³⁸は未定だが、法科大学院修了直後に司法修習を開始することとなれば、ギャップタームの解消により法曹志望者の更なる時間的・経済的負担の軽減（学部入学から法曹になるまで8年弱を要する現行制度が最短6年にまで短縮）が図られる³⁹とされている（図表4【現行】【新】それぞれ上段（既修者）の場合）。

このほか、司法修習生採用要件を見直し、在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者は、「司法試験合格」に加え「法科大学院修了」を要件とすることとされた⁴⁰。また、法科大学院教育の見直しを踏まえて予備試験の試験科目を見直し、論文式試験において「選択科目」を導入し「一般教養科目」を廃止すること⁴¹等とされた。

図表5 2020年度（令和2年度）から始まる新しい法曹養成ルート



（出所）特別委員会（第93回）（2019.7.26）参考資料3

³⁸ 司法試験、司法修習の実施時期は法律事項ではなく、それぞれ司法試験委員会（後掲注46参照）の決定、最高裁判所の決定によることとされている。

³⁹ 一方で、この場合、法科大学院修了後に司法試験を受験・合格した者にとっては、現行制度との比較において法科大学院課程修了から司法修習開始までの期間が3、4か月程度長くなる。法案審議ではこの点を認めた上で「法曹志望者の時間的、経済的負担を最大限軽減することにより、多くの学生が在学中受験が可能となる制度設計とすることに不可避免的に生ずるものであり、全体としての制度設計は合理的なもの」と考えている旨答弁された（第198回国会参議院文教科学委員会会議録第13号3頁（2019.6.18）等）。

⁴⁰ 改正趣旨について、法案審議では、在学中受験資格により司法試験を受験・合格した者について、プロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持し、法科大学院課程修了後の合格者と同様の能力・資質を備えていることを確保するためと答弁された（第198回国会参議院文教科学委員会会議録第13号2頁（2019.6.18））。

⁴¹ 現行の予備試験の試験科目は、短答式試験が憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法と一般教養科目、論文式試験が同7法・一般教養科目と法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養についての科目）、口述試験が法律実務基礎科目となっている。改正趣旨について、法案審議では、法科大学院修了者と同様の学識能力等の有無を判定する予備試験の性格に鑑み、法科大学院課程で選択科目相当科目の履修義務付けがされることを踏まえて予備試験論文式試験に選択科目を導入した上で、予備試験全体の負担の合理化の観点から、一般教養科目を廃止することとした旨答弁された（第198回国会参議院文教科学委員会会議録第13号11頁（2019.6.18））。なお、短答式試験では引き続き一般教養科目が実施される。また、選択科目は今後、法務省令（司法試験法施行規則を想定）で定められることとなる。

4. 改正法成立後の状況

(1) 文部科学省における対応

文部科学省においては、2019年6月の改正法成立以降、「法科大学院集中改革期間の成果の検証」⁴²が取りまとめられたほか、法改正を踏まえた政省令改正等（法曹養成連携協定の詳細、教育の充実、定員管理、飛び入学に係るもの）、法曹コースの具体的な運用方針等について検討が行われた。

政省令改正等については、必要に応じ特別委員会での議論や所定の手続（パブリックコメント、大学分科会での審議等）を経て、一部を除き10月に公布されるとともに（図表6参照）、改正法令全体の概要と留意事項を示した「施行通知」⁴³が併せて発出された。

法曹コースの具体的な運用方針等については、10月に「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン」が策定され、通知⁴⁴とともに発出された。なお、9月1日時点で47大学が法曹コースの開設を予定・検討し、うち29大学は2020年度開設を予定している⁴⁵。2020年度から文部科学大臣の認定を受けるための法曹養成連携協定の申請・認定スケジュールについては、11月末以降、3段階で設定されている（申請期限→認定予定日：①2019年11月29日→2020年1月中、②2019年12月27日→2020年2月中、③2020年1月31日→2020年3月中）。

(2) 法務省における対応

法務省においては、2019年7月、改正法施行後の司法試験の実施時期を検討するとともに、新たに導入される予備試験論文式試験の選択科目を選定するなど、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項を調査審議するため、司法試験委員会⁴⁶に大学関係者、弁護士、関係省庁等の幹事10名が置かれ、これら10名による「幹事会」において必要な検討が開始されている⁴⁷。幹事会は非公開（後述5.（3）参照）となっているが、公表資料で把握できる限りにおいては、司法試験の実施時期の検討が優先的に進められており、第3回幹事会（10月10日）では、実施時期の候補が①7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃、②10月又は11月、③12月末頃に絞られた模様である⁴⁸。

⁴² 2015年6月の推進会議決定において「分析・検討し、必要な改革を進める」とされており、法案審議でこの点について指摘されていた（第198回国会参議院文教科学委員会会議録第11号18頁（2019.5.23））。

⁴³ 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第623号文部科学省高等教育局長通知）（2019.10.31）

⁴⁴ 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に基づき締結した大学間協定の認定について（通知）」（元文科高第624号文部科学省高等教育局長通知）（2019.10.31）

⁴⁵ 特別委員会（第94回）（2019.9.10）参考資料2「法曹コースの検討状況に関する調査結果（改訂版）」

⁴⁶ 司法試験法第12条第1項に基づき法務省に置かれる委員会。任期2年・定数7名の委員（裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者のうちから法務大臣が任命）で構成され、司法試験・予備試験の実施のほか、法務大臣の諮問に応じた両試験実施に関する重要事項の調査審議等を所掌事務としている。

⁴⁷ 前掲注26 64頁。法案審議等では、法成立後、法務省において司法試験委員会と連携したしかるべき会議体（関係省庁等（文部科学省、最高裁判所）、教育関係者や法曹実務家等を構成員として想定）を速やかに設置し、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について検討する旨答弁された（第198回国会参議院文教科学委員会会議録第11号4～5頁（2019.5.23）、第198回国会参議院法務委員会会議録第16号15頁（2019.5.30）等）。

⁴⁸ 司法試験委員会会議（第150、152、153回）（2019.7.29、10.9、11.6）議事要旨。なお、第2回幹事会（9月11日）時点では、上記に「5月」「2月又は3月」を加えた5つが候補として整理されていた模様。

図表6 連携法等改正を踏まえた政省令改正等(概要)

<p>法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令(令和元年文部科学省令第20号)の制定 *法曹養成連携協定の詳細</p> <p>概要 (連携法改正を踏まえた法曹養成連携協定に係る文部科学大臣の認定に関する新たな省令) ◆特別な選抜^{※1}による法曹コースから法科大学院への入学者の上限を入学定員の1/2と規定【2条】 ◆法曹養成連携協定に係る文部科学大臣の認定基準として、連携法で定めるもの以外に、①法律基本科目の基礎科目^{※2}に相当する科目の段階的・体系的かつ必修科目としての開設、②法科大学院教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること(法科大学院が開設する授業科目の科目等履修生に対する教育課程上の配慮等)、③早期卒業に係る認定基準(学内規定)の整備や早期卒業を希望する学生に対する適切な学修支援体制の構築がなされていることを規定【3条】</p> <p>施行期日等 2019.10.31 公布、2020.4.1 施行</p>
<p>専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)の改正 *教育の充実</p> <p>概要 (連携法改正に伴う所要の規定(法科大学院の授業科目・方法、情報公表、単位等認定、修了要件等)の整備) ①授業科目【20条の3】・授業を行う学生数【20条の4】に関する改正 ・開設すべき4つの科目群(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)、授業を行う学生数(少人数を基本、法律基本科目は原則50人以下)を設置基準上に新たに規定^{※3} ・展開・先端科目のうち「選択科目」(改正連携法第4条第3号に規定する専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目、司法試験の選択科目と同様の8科目)全ての開設を努力義務化^{※4} ②入学者選抜、成績評価・修了認定の厳格化【20条・20条の6】や、(司法試験を念頭に置いた)論述能力を涵養するための指導の強化【20条の5】に係る規定の追加 ③法科大学院に係る情報公表事項として、連携法で定めるもの以外に、志願者数・受験者数、標準修業年限修了率・中退率、経済面の事項(授業料等の費用、修学支援)、未修者・社会人・法曹コース修了者の入学者割合・司法試験合格率、在学中受験資格による受験者数・司法試験合格率等を規定【20条の7】 ④法曹コース修了者など当該法科大学院が認めた者に関する、年間の履修単位数の上限の増加(標準36^{※3}→44単位)【20条の8】、既修者認定試験等により法科大学院入学後に修得したものとみなす単位数の緩和(30→46単位)【22・25条】 ⑤修了要件として科目群ごとに必要単位数を規定。法律基本科目は基礎科目30単位以上を必修とし、展開・先端科目は選択科目4単位以上を含むものとする^{※4}ことを規定【20条の3・23条】</p> <p>施行期日等 2019.10.31 公布、施行は①～③(③の一部除く)が2020.4.1、⑤が2021.4.1、③のうち法曹コース修了者の入学者割合・司法試験合格率に関する規定及び④が2022.4.1、③のうち在学中受験資格による受験者数・司法試験合格率に関する規定が2023.4.1</p>
<p>学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)の改正 *教育の充実</p> <p>概要 連携法・専門職大学院設置基準の改正を踏まえた認証評価の観点の見直し(改正事項の反映)【4条】</p> <p>施行期日等 未公布(他の法改正を踏まえた改正と併せて改正(公布)を行う予定)、2022.4.1 施行</p>
<p>学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)及び大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)の改正等 *定員管理</p> <p>概要 政令【23条・23条の2】等で法科大学院の収容定員に係る学則変更を認可事項とし^{※5}、10年間(2031年度まで)、告示で法科大学院の新設を認めないこと【1条】、2019年度4月期に募集を継続した入学定員の総数(2,253人)を法科大学院の入学定員総数の上限とすることを規定【4条】</p> <p>施行期日等 政令は2019.10.18、告示は2019.10.31に公布、施行は一部を除き2021.4.1</p>
<p>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の改正 *飛び入学</p> <p>概要 大学院への飛び入学の判断材料として法科大学院の既修者認定試験の結果を追加【160条の2】</p> <p>施行期日等 2019.10.31 公布、2020.4.1 施行</p>

- ※1 法曹コースからの入学志願者に対しては、当該法曹コースにおける成績を踏まえた特別な選抜(①法曹コースの成績のみに基づく「5年一貫型教育選抜」、②法律科目の論文式試験等も行う「開放型選抜」)を行うとされている。施行通知では、5年一貫型教育選抜による入学者について、当分の間、入学定員の4分の1を超えないことを原則とするとされた。
- ※2 法律基本科目のうち、改正連携法第4条第1号に規定する専門的学識を涵養するための教育を行う科目が「基礎科目」、同条第2号に規定する応用能力を涵養するための教育を行う科目が「応用科目」とされている。
- ※3 現在は「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)に規定されている(設置基準に規定(格上げ)されることにより、同告示における規定は削除)。
- ※4 これらの規定により、法科大学院において司法試験の選択科目相当科目の履修義務付けがなされる。
- ※5 大学院の収容定員を「文部科学大臣の定める分野に係るもの」を除き届出事項とした上で、新たな文部科学省告示(令和元年文部科学省告示第96号、2019.10.31 公布・2021.4.1 施行)で当該分野を「法曹の養成に係る分野」と規定。

(出所) 政省令等、文部科学省資料、廣瀬仁貴・大根田頼尚「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要」『法律のひろば』第72巻第11号(2019.11)16頁等を基に作成

5. 今後の検討の視点

優れた資質を有する法曹志望者の確保のため、前述の法改正を含む様々な検討が行われてきた。以下、今後の検討に際し必要と考えられる視点のいくつかを紹介する。

(1) 法曹の魅力発信、法曹有資格者の活動領域の拡大

法曹志望者数の着実な回復を図るためには、制度改革にとどまらず、法曹有資格者の活動領域の拡大や、法曹の社会的役割、仕事の魅力・やりがい等の発信も欠かせない。

現在、法曹三者共催による広報イベント⁴⁹のほか、日本弁護士連合会や各弁護士会⁵⁰、法科大学院協会⁵¹が主催する広報イベント等が多数実施されている。法務省・文部科学省・裁判所においても、これらの取組の支援のほか、検察官による小中学校等での法曹の役割等に係る法教育授業の実施⁵²、大学生等を対象とした検察官業務等の説明会の開催、社会で活躍する法科大学院修了生等の声の情報発信、裁判官の出張講義等の取組が行われている。こうした取組は一定の成果を上げてきているものの、既に少なからず法曹を志望している学生等に対する働きかけにとどまっている面もあるため、今後は法学部以外の学生や社会人などへのアプローチも含めた取組・支援の拡充が求められる⁵³。

また、法曹有資格者の活動領域の拡大については、「法曹養成制度改革連絡協議会」⁵⁴を中心に議論されている。最近では、いじめ・非行・虐待などの問題に対し学校に法的な助言をするスクールロイヤーの配置を求める声が高まるなど⁵⁵、今後、法曹有資格者の活躍の場の広がりが期待される中、政府には、法曹有資格者の専門性を活用する流れが加速されるよう必要な役割を果たしていくことが求められる。

(2) 制度改革を踏まえた法科大学院等における対応

ア 「3+2」や在学中受験資格の運用

法案審議では、「3+2」のルートを「標準的な運用」とする旨⁵⁶、在学中受験資格は「学生にとってのオプションとして追加をし、希望する学生がこれを活用することを可能としたもの」「学生が自らの判断に基づいて活用するもの」である旨⁵⁷、同資格による合格率については、連携法改正で法科大学院教育の充実が図られ、法科大学院在学中で

⁴⁹ 最高裁判所ウェブサイト「法曹という仕事（法曹三者共催企画）」〈<http://www.courts.go.jp/saikosai/ke ngaku/housou/index.html>〉

⁵⁰ 高橋しず香「日弁連の法曹志望者増加の取組について」『法律のひろば』第72巻第11号（2019.11）

⁵¹ 法科大学院協会ウェブサイト「ロースクールへ行こう!!2019☆列島縦断☆ロースクール説明会&懇談会」〈<http://www.lskyokai.jp/ev190328/>〉

⁵² 法案審議では、土井真一参考人（京都大学大学院法学研究科教授）から、自身の法教育の経験も踏まえ、新学習指導要領で高等学校公民科に新設される「公共」を活用して、法曹の仕事の魅力や大切さを伝えていくことも大事である旨指摘された（第198回国会参議院文教科学委員会会議録第11号27頁（2019.5.23））。

⁵³ 前掲注50 39頁

⁵⁴ 推進会議決定に掲げられた取組について必要な検討を進めるため、2015年12月以降、法務省・文部科学省が最高裁判所や日本弁護士連合会の参集を得るなどして継続的に開催されている。藤田正人「法曹養成制度をめぐる動向と課題」『NBL』No.1137（2019.1.1）42～44頁参照。

⁵⁵ 文部科学省は全国に約300人のスクールロイヤーを配置する方針（『読売新聞』（2019.11.15））

⁵⁶ 第198回国会衆議院文部科学委員会会議録第12号27頁（2019.4.24）等

⁵⁷ 第198回国会参議院文教科学委員会会議録第13号17頁（2019.6.18）

あっても司法試験受験にふさわしいレベルの者が養成されることを前提に「相当数の者が在学中受験をして合格し、在学中受験資格による受験をした者の合格率が低迷することはない」と見込んでいる旨⁵⁸などの答弁がなされたものの、どの程度の学生が「3+2」を利用し、在学中受験し、合格するかのイメージは必ずしも共有されていない。

上記政府答弁の趣旨（「標準的な運用」等）は定かでない部分があるが、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を確保し、法曹養成制度への信頼や法曹志望者の回復につなげるという制度改正の主要な目的に鑑みれば、少なくとも制度運用開始から当面の間は、早期卒業等の適切な運用、法曹コースの修了認定や法科大学院への特別選抜枠の運用の厳格化などにより堅実な運用を図り、高合格率を維持して「3+2+在学中受験」ルートによるキャリアの予測可能性を高めていく必要がある⁵⁹。

イ 在学中受験を踏まえた法科大学院のカリキュラム編成等

制度改正により法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減が図られる反面、短期間で司法試験を目指す「詰め込み」に拍車がかかり、多様な人材を法曹として養成する「法科大学院教育の理念を損なわせる」「司法試験予備校化が進む」等の懸念が示されている⁶⁰。制度改正後も多様な法科大学院教育を堅持するためには、未修者教育への配慮や、在学中受験後の期間における先端的・実務的科目の充実⁶¹、法科大学院に司法試験合格者・不合格者・未受験者が混在する状況を踏まえた個々の学生への支援の充実⁶²など、カリキュラム編成上の工夫等の在り方について、特別委員会等において検討する必要がある。

ウ 多様性の確保、法学未修者教育の在り方

法改正は既修者中心⁶³であり、これに対応したカリキュラム改訂により未修者が置き去りにされる、既修者との合格率の差が広がるなど、法学未修者コースへの影響を懸念する声も多い⁶⁴。未修者教育の改善方策について、法案審議では、共通到達度確認試験の実施、入学者割合や司法試験合格率に関する数値目標の設定について答弁されているほかは、今後の特別委員会の検討に委ねるとされている⁶⁵。制度改正後においても法科大学院の多様性を確保するためには、日弁連法務研究財団が文部科学省の委託を受けて行った「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」（2018年度）の成果⁶⁶なども踏まえ、ICT等の活用や経済的支援の充実等による社会人や地方の法曹志望者⁶⁷が学びやすい環境の整備を含め、特別委員会等における未修者教育の在り方

⁵⁸ 第198回国会参議院文教科学委員会会議録第13号3頁（2019.6.18）。このほか、文部科学省からは、早期卒業・飛び入学で法科大学院既修者コースに入学して修了後1年目の司法試験合格率（56.5%）を上回ることを期待して立案した旨答弁された（第198回国会衆議院文教科学委員会会議録第13号6頁（2019.4.26））。

⁵⁹ 前掲注17 石田論文21～22頁、梶嶋裕之「法科大学院の今後－普通の法科大学院は制度改正にどう対応すべきか」『法律時報』91巻10号（2019.9）86頁

⁶⁰ 『日本経済新聞』（2019.3.13、6.20）、『読売新聞』（2019.6.23）等

⁶¹ 第198回国会参議院文教科学委員会会議録第11号12頁（2019.5.23）

⁶² この点については法案審議でも多くの議論がなされ、衆議院の附帯決議（前掲注32）にも反映された。

⁶³ 未修者に限ったものは、入学者選抜での社会人・非法学部生への配慮義務規定のみ（改正連携法第10条）。

⁶⁴ 『日本経済新聞』（2019.6.20）、『中国新聞』（2019.6.22）、後藤昭「法曹養成制度の岐路」『法律時報』91巻9号（2019.8）132～133頁、前掲注59 梶嶋論文85～86頁等

⁶⁵ 第198回国会参議院文教科学委員会会議録第13号18頁（2019.6.18）等

⁶⁶ <http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/_icsFiles/afieldfile/2019/04/10/1415274_1.pdf>

⁶⁷ 法案審議では、法曹コースの設置が地方（法科大学院不在地域）の法曹人材育成にも資する旨の答弁がなさ

に係る抜本的・総合的な検討と、未修者教育に焦点をあてた財政支援が求められる。

特に、在学中受験資格に関しては、未修者が在学中受験する場合は入学から2年+ α で受験することとなり、「3+2+在学中受験」の既修者より期間が短くなる。この法学教育期間の差、現在の既修者と未修者の司法試験合格率の格差を踏まえれば、未修者については制度改正後も修了後受験を原則とするなど、何らかの対応を検討する必要がある⁶⁸。また、在学中受験を踏まえたカリキュラム改訂や、同資格の認定に係る「所定科目単位」の設定を行うに当たっても、未修者教育を阻害しないよう配慮が求められる⁶⁹。

エ 法曹コースを含む法学部教育の充実

「3+2」は、法科大学院1年次の教育（未修者教育）を法学部（法曹コース）に移すものだが、幅広い法的素養を学ぶ法学部教育への影響、学部段階における法曹養成教育の質などについて懸念が示されている⁷⁰。法学部教育については、改正法の立案過程でも十分な検討が行われておらず、今後、上記懸念等を踏まえ、法曹養成教育や学生の多様な進路を踏まえた教育の充実等について、特別委員会等における検討が求められる。

（3）制度改正後の司法試験の在り方に係る検討

司法試験委員会の下に置かれた幹事会では、主に、①法科大学院教育と司法試験との連携（法科大学院教育を十分に行い得る時期での実施）、②司法試験の実施に関わる者の負担を踏まえた無理のない試験実施、③法改正の趣旨（時間的・経済的負担の軽減）の3点を考慮して、司法試験の実施時期の検討が進められているようである⁷¹。今後は、特別委員会等と情報共有・連携の上、合格発表までの期間の短縮可能性⁷²、在学中受験をしない学生への配慮、司法修習の開始時期などを含む幅広い観点からの検討が求められる。

また、制度改正を機に、司法試験の出題の在り方について検討を求める声もあり⁷³、今後、幹事会等において、教育現場の声なども踏まえて検討されていく必要がある。

なお、幹事会については、①協議は非公開とすること、②幹事会における調査・検討の内容や意見要旨の公表方法は、報告役の幹事が幹事会1～2回に1回程度の割合で司法試験委員会に出席・報告した上で、当該報告内容を掲載した司法試験委員会の議事概要の公表によることとされている⁷⁴。しかし、法案審議において、特に在学中受験資格については検討プロセスの中立性に疑義が示されたこと⁷⁵、幹事会で協議される内容が法曹志望者

れた（第198回国会参議院文教科学委員会会議録第11号3～4頁（2019.5.23）等）。

⁶⁸ 前掲注17 石田論文22～23頁、前掲注59 梶嶋論文85～87頁

⁶⁹ 前掲注59 梶嶋論文87頁

⁷⁰ 第198回国会衆議院文部科学委員会会議録第14号15～16頁（2019.5.8）、前掲注32（衆議院の附帯決議）等

⁷¹ 司法試験委員会会議（第152回）（2019.10.9）議事要旨

⁷² 現行試験は5月実施、9月合格発表が通常だが、法案審議では、7月頃実施の場合、合格発表時期は10月頃となることが想定される旨答弁された（第198回国会衆議院文部科学委員会会議録第13号5頁（2019.4.26））。

⁷³ 大貫裕之「法曹養成制度の大改革」『NBL』No.1154（2019.9.15）、前掲注17 石田論文23頁等。なお、この点に関して、短答式・論文式の形式は残した上で、思考過程を問う設問へ切り替える見直しが想定されるとの報道もある（『毎日新聞』（2019.6.20））。

⁷⁴ 司法試験委員会会議（第150回）（2019.7.29）議事要旨

⁷⁵ 第198回国会衆議院文部科学委員会会議録第14号6～9頁（2019.5.8）等。なお、法成立後の検討の中立性確保（幅広い利害関係者からの意見聴取等）を求める質疑に対し、平口法務副大臣（当時）は「法案が成立しましたら、法務省の方で、何らかの機会を捉えて、そういったような御意見を聴取する機会を設けたいと

や法学教育関係者にとって関心が高い事項であることに鑑みれば、更なる情報公開や、幅広い意見を聴取する機会の確保に向けた努力が求められる。

(4) その他法曹養成制度に係る検討

推進会議決定では、文部科学省に対し、法科大学院の経済的負担軽減に関し、奨学金制度や授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進するよう求めている。法案審議では、法科大学院生に特化した支援が行われていない、支援が大学任せで公的支援が薄い、国立の法科大学院の授業料（標準額）引下げを検討すべき等の指摘⁷⁶がなされたが、経済的支援を一層充実していくことで、法改正による経済的負担軽減の効果を更に高め、法曹志望者数の回復につなげていく必要がある。

また、同決定において、法務省に対しては、予備試験の在り方や司法試験選択科目の廃止の是非⁷⁷についての検討を求めているが、法案審議では、予備試験の見直しを含め、法曹養成制度全体に係る検討を求める指摘も多くなされたところである⁷⁸。

この点、文部科学省は、法科大学院教育の一層の充実を図る観点から、法改正を含めた全体の改革状況について、法科大学院への入学者数や司法試験合格率といった数値目標を設定して継続的に把握・検証を行うとし⁷⁹、法務省は、法曹需要を踏まえた法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、今後、必要なデータの一定の集積や法科大学院改革の成果等を踏まえた上で、あるべき法曹の輩出規模について必要な検討を行うとしている⁸⁰。両省のこれらの取組の結果を踏まえ、法科大学院（+法曹コース）、予備試験、司法試験、司法修習という法曹養成のプロセス全体について、在り方を含めた包括的な議論や、法曹養成機能の向上、法曹志望者の確保に向けた不断の検証が求められる。

6. おわりに

一般の法改正が真の法科大学院の「改革」たり得るためには、制度創設の理念に立ち返り、法科大学院における多様な人材の受入れ・輩出に向けて全力を尽くすとともに、既修者・未修者を問わず、法科大学院教育全体の改善・充実に取り組む必要がある。

今後、制度具体化に向けて検討すべき点は多く、改正後の法曹養成制度の全体像はいまだ見えていないが、新たな法曹養成制度がより充実し、法曹を目指す若者等にとっても魅力的なものとなるよう、透明性・中立性が確保された幅広い議論が期待される。

(みやもと さとし)

思います」と答弁している（同会議録9頁）。

⁷⁶ 第198回国会参議院文教科学委員会会議録第13号16～17頁（2019.6.18）、第198回国会衆議院文部科学委員会会議録第14号12頁（2019.5.8）等

⁷⁷ 当初、法務省は廃止も検討したが、与党内や法科大学院関係者から反対の声があり見送られた旨報じられた（『日本経済新聞電子版』（2019.3.12）、『朝日新聞』（2019.2.27）等）。

⁷⁸ 第198回国会参議院文教科学委員会会議録第13号20～21頁（2019.6.18）、第198回国会衆議院文部科学委員会会議録第14号14～15頁（2019.5.8）等

⁷⁹ 第198回国会参議院文教科学委員会会議録第11号13、18頁（2019.5.23）等

⁸⁰ 第198回国会衆議院文部科学委員会会議録第12号35～36頁（2019.4.24）等